

千葉県行政改革推進委員会設置要綱

(設置目的)

第 1 条 社会経済環境の変化に対応し、千葉県の持つ様々なポテンシャルを活かした県民第一の県政による行財政システムを構築するため、千葉県行政改革推進委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、以下の事項を所掌する。

- (1) 社会経済環境の変化に対応した行財政運営のあり方に関する事項
- (2) 県庁の経営資源や組織能力、地域の持つ潜在能力の活用に関する事項
- (3) その他行財政改革の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、県政や行財政改革、組織経営について識見を有する者の中から知事が委嘱する。

3 委員の任期は平成 2 5 年 3 月 3 1 日までとし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて知事が招集する。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、会長は会議を総括する。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、総務部総務課行政改革推進室が行う。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 2 1 年 1 0 月 5 日から施行する。